

八王子市立恩方第一小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本方針

すべての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりえる、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取組を徹底する。

2 主な取組

(1) 未然防止に向けた取組

- ① 教育活動全体を通して、人権教育を充実させ、「いじめは絶対にゆるされない」という指導の徹底を図るとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重しあう態度などを養う。
- ② いじめ防止基本方針について、入学時、各年度初めに児童・保護者、地域、関係諸機関などへ基本方針を説明する。
- ③ 道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中で捉え、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- ④ コミュニケーション能力を高める活動や体験を重視した教育活動を推進する。
- ⑤ 児童会活動・学級活動等において、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組を継続的に行う。
- ⑥ 家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育むための取組を推進する。
- ⑦ 児童及び保護者を対象としたいじめ(ネット上のいじめも含む)防止のための啓発活動を推進する。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ① 「いじめ対策委員会」(いじめの防止等の対策のための組織)を設置して随時児童の情報を共有し、組織的に対応する。〈委員〉校長・副校長・生活指導主任・学年主任・専科教諭・養護教諭・スクールカウンセラー。
- ② いじめ防止チェックリスト、見守りシートなどを活用し、いじめの早期発見に努める。
- ③ 困難に直面した時、常に支援する大人が周囲にいることを理解させ、SOSの発信の仕方について指導する。
- ④ 「ふれあい月間」を通じて、いじめに関する児童アンケートを実施する。
- ⑤ 日常のスクールカウンセラーによる相談活動を充実させる。
- ⑥ 毎週木曜日にいじめ対策委員会を開催し、各学年の様子を共通理解する。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ① 児童への情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭への協力を依頼する。
- ② 学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。

3 いじめが発生した場合の対応

- (1) いじめについての情報があった場合は、いじめ対策委員会にて対応を協議する。
- (2) いじめの事実確認を徹底して行う。
- (3) いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援・説明を行う。
- (4) いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。
- (5) 犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。

4 重大事態への対処

- (1) 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- (3) 教育委員会や警察、児童相談所など関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。

5 その他

- (1) 学校いじめ対策委員会を中心に、いじめ防止基本方針を点検し、必要に応じて見直す。
- (2) 学校いじめ対策委員会の年間の活動計画を作成する。
- (3) いじめ防止のための取組に関わる達成目標を学校評価の項目に設定する。